

議会運営委員会

● 研修目的

△議会基本条例について

● 研修地

△三重県 伊賀市

● 研修結果

伊賀市は、平成16年一市3町2村が合併し、人口12万人、面積558平方キロメートルの町です。

「議会基本条例」は、本年4月現在、全国16市町と三重県が制定しています。

今回、議会運営に関して、画期的な取り組みを実施している伊賀市で、研修を実施しました。

「議会基本条例」は、伊賀市自治基本条例で規定されている「議会の役割と責務」を具体化したものです。

特に画期的な取り組みは

* 「議会報告会」の設置

定例議会翌月、各地域に議員が交代で出向き実施している。

* 「一問一答方式導入」

メリハリがある質問ができる。

* 「行政への反問権の付与」

市民に分かりやすい議会議論並びに審議論点の明確化のため

* 「出前講座」の設置

各種団体の要請により、各常任委員会が年間5回地域に出向いて開催している。

* 「政策討論会」の設置

全議員が議論しあう

* 「議会は本会議のほかすべての会議を原則公開する」

本議会・百条委員会・政治倫理審査会などすべて公開で審議。

* 議案に対する「議員対応」の公表

* 議員研修の充実強化

政策形成及び立案向上のため、年一回以上の開催を義務づけている。

* 委員長報告は委員長自ら作成

* 議会事務局の体制強化

事務局職員の調査・法務能力の向上面から、各種研修会の参加や「法制執務」に係る通信教育を受講させている。

今回の研修は、議員の果たすべき役割の重要性を再認識すると共に、制度や運用の両面で、機能が十分発揮できるように、さらに努力すべき事を痛感しました。



議会運営委員会研修

伊賀市市民憲章

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、「ひとが輝く 地域が輝く」伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 一、まちづくりに関する情報をみんなが共有します。
- 一、まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
- 一、まちづくりは、みんながつくった計画に基づき実施します。
- 一、まちづくりは、まず自ら行い、さらに地域内で助け合って進めます。
- 一、まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
- 一、まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。

ひとが輝く 地域が輝く

「住み良さが実感できる自立と共生のまち」

